通知カードについて

通知カードの受取りについて

小浜市では 11 月中をめどに通知カードが送付されます。住民票上の住所へ世帯ごとにまとめて「転送不要」の簡易書留で送られてきます。配達時に直接受け取れなかった場合は、不在配達通知書が投函され、原則として郵便局に１週間保管されます。直接受け取りの出来なかった方は、電話で再配達の依頼をするか、運転免許証などの本人確認書類を持って直接郵便局でお受け取りください。

通知カード配達時に不在で、不在連絡票が投函されていたが、郵便局に連絡をせず一定期間経過した方や１０月５日以降、転居等を行い前住所で誰も通知カードを受け取る人がいない場合は、市に通知カードが返戻されます。通知カードを受け取っていない方は、市までお問い合わせください。

なお、返戻された通知カードは、市民課窓口で本人またはその代理人にお渡しすることができます。市民課窓口で受け取る場合は、下記の書類が必要となります。

世帯主または同一世帯の者が受け取りに来る場合

来庁する人の本人確認書類

官公署が発行したもので、運転免許証や旅券など写真付きのもの　　１点

官公署が発行したもので、健康保険証や年金手帳など写真が付いていないもの　　２点

代理人が受け取りに来る場合

本人の本人確認書類

官公署が発行したもので、運転免許証や旅券など写真付きのもの　　１点

官公署が発行したもので、健康保険証や年金手帳など写真が付いていないもの　　２点

代理人の本人確認書類

官公署が発行したもので、運転免許証や旅券など写真付きのもの　　１点

官公署が発行したもので、健康保険証や年金手帳など写真が付いていないもの　　２点

代理人の代理権を証する書類

法定代理人の場合　　戸籍謄本（本籍が小浜市にある場合は不要）その他資格を証明する書類

任意代理人の場合　　委任状など本人からの委任の事実を確認することができる書類

住所変更される方の通知カードについて

小浜市へ転入される方

（1）転入前の市区町村で通知カードを受け取っていない場合

転入前の住所で通知カードが受け取れない方は通知カードを再作成し、小浜市の新住所へ再送することができます。

ご家族等が転入前の住所に住んでいて通知カードの受取りが可能な方は、ご家族等から通知カードを受け取り、市民課へ本人確認書類とともにお持ちください。カードの裏側へ新住所を記載します。

（2）転入前の市区町村で通知カードを受け取っている場合

転入届出時に本人確認書類とともに通知カードをお持ちください。カードの裏側へ新住所を記載します。

小浜市内で転居される方

（1）通知カードを受け取っていない場合

通知カードが小浜市役所へ返戻されますので、返戻された後に市役所で通知カードをお受け取りください。
その場合には運転免許証などの身分証明書が必要になりますのでご注意ください。
市役所への来庁が難しい場合はご相談ください。

（2）通知カードを受け取っている場合

転居届出時に本人確認書類とともに通知カードをお持ちください。カードの裏側へ新住所を記載します。

小浜市から転出される方へ

（1）通知カードを受け取っていない場合

転入先の市区町村へ転入届出をするときに「受け取っていないこと」をお伝えください。

（2）通知カードを受け取っている場合

転入先の市区町村へ転入届出時に本人確認書類とともに通知カードをお持ちください。カードの裏側に新住所を記載します。

通知カードを紛失した場合は

通知カードを紛失した場合は直ちに、市まで「通知カード紛失届」を提出してください。

通知カードの再交付を受ける場合は、警察署に紛失届を提出した際の遺失物受理番号など、紛失したことを証明する書類が必要となります。

また、通知カードの再交付については、再交付手数料（５００円）が必要となります。

なお、紛失した通知カードを発見した時は、発見した通知カードを持参し、発見した旨の届出が必要となります

個人番号カードについて

個人番号カードの用途は

個人番号カードはICチップ付きのカードで、マイナンバーのほか、氏名、住所、生年月日、性別、顔写真が表示されます。マイナンバー提示の際、通知カードでは運転免許証などの本人確認書類を同時に提示する必要がありますが、個人番号カードなら身分証明書も兼ねているため、マイナンバーの提示と本人確認が１枚で完了し便利です。

また、インターネットからの確定申告であるe-Taxなどの電子申請にも利用できます。将来的には、民間でのオンライン取引に利用することなど、様々な分野での利用の拡大が検討されています。

なお、個人番号カードは無料で交付されます。（再交付は有料です。）

個人番号カードは必ず作らなければならないのか

個人番号カードは、必ずつくらなければならないものではありません。
交付を希望する方のみ、申請してください。

個人番号カードの取得方法

個人番号カードは交付申請することにより取得できます。交付開始は来年１月からですが、交付申請は通知カード到着後から可能です。

通知カードに同封されている申請書に必要事項を記入し、顔写真を貼付して、返信用封筒で返信してください。スマートフォンやパソコンを利用した申請も可能です。

なお、個人番号カードは住基カードを持っている人も交付申請をすることができますが、個人番号カード交付時に住基カードは返納していただきます。

個人番号カードが完成したら交付通知書を送付します。交付通知書と運転免許証などの本人確認書類、通知カードを持って、市窓口で受け取ってください。

個人番号カードは、申請から交付まで約２～３週間必要ですが、全国からの申請状況により、お届けまでにさらに日数を要することもあります。

初回の交付手数料は無料です。

電子証明の利用方法

署名用電子証明と利用者証明用電子証明があります。
署名用電子証明は、電子文書を送信する際などに文書が改ざんされてないかを確認する証明書で、各種電子申請（ｅ－Ｔａｘ）に利用します。

利用者証明用電子証明は、利用者が本人であることを証明するための証明書でありマイナポータルの利用が想定されています。

電子証明の有効期間

　電子証明書の有効期間は、個人番号カードの有効期間にかかわらず、原則として発行の日から５回目の誕生日までとなります。ただし、外国人住民の方は在留期間が上記の有効期間より短い場合は、在留期間の満了する日となります。

個人番号カードを紛失した場合は

まず個人番号カードコールセンターに電話して一時停止の手続きをし、再交付を希望の場合は市役所で再交付手続きをしてください。再交付手数料は８００円（電子証明書付きは１０００円。）再交付には遺失届受理番号が必要です。

個人番号カードの情報漏洩は

　個人番号カードのＩＣチップには、税や年金の情報などプライバシー性の高い情報は記録されません。したがって、ＩＣチップからプライバシー性の高い個人情報が漏れることはありません。

マイナポータルとは

マイナポータルとは、行政機関が個人番号について自分の情報をいつ、どことやりとりしたか確認できるほか、行政機関が保有する自分の情報や、行政機関から自分に対しての必要なお知らせなどの情報等を、自宅のパソコンから確認できる、専用のポータルサイトです。